

新規

# 障害者就労施設生産性向上支援事業

## 1 補助制度について

### (1) 事業概要

- ・ 生産活動の充実を図る障害者就労施設に対して、生産活動に使用する備品設備や共同作業の拠点整備に必要な費用を補助する。
- ・ 併せて、障害者就労施設のニーズに応じ、専門家派遣による支援も行う。

#### 活用例

備品設備・・・オーブンなどの厨房機器、トラクターなどの農業機器、移動販売用キッチンカー等

拠点整備・・・紙文書電子化等のデジタル業務共同作業場（パソコン・複合機購入、セキュリティ整備等）

### (2) 補助対象・上限額【予定】

- ・ 対象：就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所 ※原則、政令市・中核市を除く
- ・ 上限額：①生産活動に使用する備品設備 1事業所当たり 1,000万円（補助率10/10）  
②共同作業の拠点整備※ 1拠点当たり 3,000万円（補助率10/10）

※ 拠点では、異なる法人の複数事業所が生産活動を行うことを要件とする。

### (3) スケジュール【予定】

項目	スケジュール
補助金申請受付	令和8年5月中旬～6月中旬
交付決定	令和8年7月
備品設備導入、拠点整備完了期限	令和9年3月

※ 補助金交付要綱や申請方法等については、令和8年度に改めて周知します。  
補助上限額等については、変更となる可能性もございますので、御了承ください。